新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業
＜手続の概要＞
（令和５年10月１日～令和６年３月31日）

１　手続きの流れ

①　院内感染が発生し、「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業」の対象として病床確保料の交付を希望される場合、所管保健所担当部署までご一報ください。

②　所管保健所又は道感染症対策課ホームページから事前協議に必要な様式等を入手ください。
　ホームページ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/139805.html

③　G-MIS（医療機関等情報支援システム）に新型コロナ感染症患者の入院受入状況等の入力を日毎に行ってください。

④　事前協議資料を作成のうえ、指示された日までに所管保健所へ提出してください。
　＜提出資料＞
　（１）院内感染発生医療機関調書（発生状況ラインリスト）
　（２）入院実績集計表（本事業の対象となる病棟ごと、月ごとに作成）
　（３）本事業の対象となる病棟のゾーニング図面（レッドゾーンを色付けする等、明示すること）
　（４）申出書（院内感染が発生するまで新型コロナ患者の受入実績がない医療機関のみ）

⑤　事前協議資料は道本庁で審査します。
　所管保健所を通じ、疑義確認や資料の追加提出等を依頼する場合があります。

⑥　審査完了後、対象期間や対象病床数等を「認定案」としてお知らせします。

⑦　補助金交付要綱を参照のうえ、「補助金交付申請書」及び「実績報告書」を提出ください。
　（提出先：道感染症対策課交付金対策係）

⑧　補助金書類の審査完了後、指定の口座への支払となります。

２　事前協議資料の提出期限等

事前協議資料の審査には一定期間要しますので、院内感染対応終了後、概ね２週間以内に所管保健所に提出してください。

なお、年度末に向けては、短期間での審査・交付申請書等の提出が必要となるため、別途提出期限を定めお知らせしますので、ご承知おきください。

令和５年10月以降、既に院内感染対応が終了している場合は、所管保健所担当部署までご一報のうえ、所管保健所に提出してください。